

「適正かつ健全な関係が構築されていない。」を選択した職員の自由意見

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 適正な組合活動や、本来供与すべき事柄をも不当に供与されないことがあるため。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2  | 組合の機関紙が勤務中に回覧で回ってくる。<br>組合関係の人が、組合活動を理由に他の人より業務量を配慮してもらっているという話を聞いた。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 3  | 今回のアンケートにおいて、「適正かつ健全な労使関係」の定義の説明にかかるQAの抜粋は、「適正かつ健全な労使関係」に影響を与える内容の一部であり、問題点は職務専念義務違反及び便宜共用である。<br>抜粋の仕方が組合を批判している内容となっているので、正しく「適正かつ健全な労使関係」の定義として全職員に説明のうえ、アンケートを実施していただきたい。<br>適正かつ健全な関係が構築されていないため、このような抜粋の仕方になるものと考える。                                                                                       |
| 4  | 数年前、教育委員会事務局で、事務側で細かいミスが発見されたので、教員系の組合に謝りに行ったら、激しく怒鳴られ、かなり上の上司が謝りに行くこととなった。担当者から、こんなのがありました、お手数ですが差し換えてくださいと電話で連絡ぐらいいいのではという感覚のミス。言い返せるような雰囲気ではなく、事務局はいまだに組合のいいなりになっているように感じた。                                                                                                                                   |
| 5  | 大阪市側が労使交渉のテーブルに、まともに着いていないような印象がある。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6  | 技能労務職については職免を取得している者が多くおり、職免の取得基準があいまいになっている。更に厳格な基準にすべき。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 7  | 基本的なわたしの考え方としては、労働組合が存在しなくてもよいくらい、きちんと労働環境を整えることができる組織であればよいな。と思っている。<br>が、現在の大阪市役所の組織として「全く×1000」では足りないくらいの組織力なので、労働者の声をせめて傾聴くらいはしてほしいな。と思う。<br>したがって、労働組合が勤務時間中に云々というのは、会社組織のために勤務時間中に必要なことがあるのであれば、労働組合と切り離れた意見の交換であれば大きな問題にはならないのではないかな。<br>労働組合＝勤務時間中はダメ。だけでは、風通しの良い職場。な～んて絵にかいた餅の書こうとしている鉛筆を持ったくらいの状態だと思う。 |
| 8  | 労働組合の弱体化を図るものとしか思えないです。公務員も労働者であり、有事・災害時は別として原則として労働基本権は有されるべきだと思います。労働三権もなく、一部人事院が代替機関となっているはずですが、どうでしょうか。果たしてその役割を果たす機関として確立されているでしょうか。市民要望・市民感情に応えることは重要ではあるが、労働者の身分・立場・権利も公務員であっても例外なく確保されなければならないと思います。                                                                                                     |
| 9  | 財政状況等を理由に労働者の権利である賃上げ交渉等を一蹴している。都合が悪くなれば、公務員だからというが、公務員であるがゆえに交渉せずともそれを保証する義務があるのではないかな。                                                                                                                                                                                                                         |
| 10 | 勤務時間内の組合活動や、庁舎内スペースでの組合活動については適切になったと思う。<br>その反面、労使間で必要な情報共有が適切になされているかといえば、所属間での格差がみられ、すべての所属において適切な労使関係がなされているとは感じられない。                                                                                                                                                                                        |
| 11 | 勤務時間中に総務課長と組合役員が協議をしている場面を何度も見かけたから。                                                                                                                                                                                                                                                                             |

「適正かつ健全な関係が構築されていない。」を選択した職員の自由意見

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | <p>年々悪くなる職場環境、業務量、毎年のように減る人員、削られる給与や待遇</p> <p>市民不在で心情審査の評価制度</p> <p>まともな労使関係が構築できてとは思わない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 13 | 組合事務所が庁内にないため                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 14 | <p>実際に、全職員が有給休暇や育児休業や介護休業など取得できる労働環境になっていない。総務局人事担当は、全職員が有給休暇を取得できるように要員を増やさなければならない。早急に対応ください！</p> <p>適切な要員を増やすようにしてからである。このまま、全職員が完全有給消化できない状況ならば、どんなことが報復されるか？しっかり使用者側は認識するべきだ！</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 15 | 他の市役所では一般的な庁舎内に最小限の広さの事務所の供与がなされていないから                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 16 | 対等な立場ではないため                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 17 | 勤務時間中の組合の配布物配付など適正にされているとはいえない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 18 | 他局より組合の話をしにくる職員がいる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 19 | 労働組合に対し、各種条例等により適正な対応はとれていると感じるが、健全な関係を構築出来ているとは思えない。組合にとって、橋下市政時の「労働組合＝悪」のイメージが根深く、今後も健全な関係の構築は難しいように思える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 20 | <p>チェックオフ廃止事件など、違法な組合活動への弾圧が行われている。</p> <p>上記の教示分をとっても、組合活動の印象を悪くする内容をまず記入していることから、公平、公正なアンケートを行おうとしていないことが明白である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 21 | <p>私は1つの所属にとどまらず、複数の職場を経験していますが、労使が対等とは全く思えない点について、質問の意図と異なる意味で健全ではないと強く考えます。（なお、勤務時間中の職員が怠慢等で不適正な事案を行っていることは見たことはありません。）使用者側が業務量を考慮せず、職員の人数を決めるのが、常態化しており、職員を増やさない結論がありきで、業務が回らず、やむなくコンプライアンス違反を起こしてしまい、失敗（誤送付や誤交付など含む）や違反行為を全て現場の責任にしている現状を改めてほしいです。どれだけの人がやらないといけない仕事を無視せざるを得ない状況にあるか。どれだけの人が大阪市勤務に失望しているか。</p> <p>直近でいえば、コロナの応援です。実質、職員の人数を決める権限のある大阪市の市議会議員が保健所職員の増員を反対しました。その後、他部署の職員の応援で対応することに決まりました。他部署の仕事がそのために回らなくなることも必ずあると思いますが、その苦情はそれぞれの部署で苦慮しつつ対応しています。なぜ、必要な人員を必要な部署に入れないツケを他部署が払わないといけないのでしょうか？百歩譲って、最終的に応援へ行くとしても、保健所職員の増員を反対した市議会議員、市長含め、実際に職員の人数を決めている方々がまず応援に行き、その足りない人数を大阪市職員で賄うというのが筋ではないでしょうか？</p> <p>市長の公務時間は1か月何時間かご存じですか？市長は公務員ですが特別職ですから、通常の勤務時間にしばられないのは分かっています。ですが、コロナで今は緊急時と判断したのなら、逆に普通の職員が1日8時間勤務としても、市長は上限なしで働けるとも考えられませんか？</p> <p>そもそも、保健所のコロナ対応にしても、本務職員が少なすぎます。派遣職員ばかりでは対応が後手になるのは目に見えているのに、本務職員分の増員が派遣職員に充てられていると実感します。</p> <p>正直、私たち大阪市職員は派遣会社が利益を得るために不要な苦勞を強いられ働いているのです。</p> <p>予算が足りないといふ人は言うかもしれませんが。</p> <p>ですが、万博やIRで追加費用がかかることが安易に決まるのはなぜですか？</p> <p>それらはきっとコロナ対応より大事なのでしょう。</p> <p>大阪のコロナ罹患の死者は全国1位です。これは、私たち大阪の職員が全国1位で行政能力が摩耗し、疲弊し、枯渇し、ボロボロになっていることをも示していると考えます。</p> <p>今後、あらゆるコンプライアンス違反や不法行為が報道発表されたときに、「あーやっぱりな」「ほかの部署も一緒だな」と私は感じることでしょう。あなたはどうですか？</p> <p>近い未来、あらゆる部署でシステムの標準化を国から求められています。</p> <p>必要な仕事とは理解しますが、これも本務職員を入れず、派遣職員を大量に入れて、派遣会社が利益を得て、本務職員が代わりに必要以上の苦勞をさせられて、摩耗する未来がすぐそこにあると思います。残念で、かつ辟易とします。長々と意見を読んでいただきありがとうございます。そして、このような意見を聞く仕事をしてくださり、いつも陰で支える仕事ありがとうございます。</p> |
| 22 | 時間外に際し、超過勤務時間の対象外としているかどうかは不明のため                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

「適正かつ健全な関係が構築されていない。」を選択した職員の自由意見

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23 | <p>福利厚生は労使で1対1の費用を出し合い、事業を行わなければならないのに、（人事委員会勧告でも再三再四、指摘されている）市側は一銭も出していない。</p> <p>組合費のチェックオフの件をはじめ多くの裁判で市側が負けているのに判決を守らない。地労委の指導も守らない。</p> <p>要員に関する事項は管理運営事項で当局が責任を持って行くと豪語しているが、現場では数ありきの押し付けで、人が減って、業務量が増えても何の説明責任も果たさない。以前は業務量から要員を算出し、組合はちゃんと説明していた。</p>                                                                               |
| 24 | 労働組合が機能していない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 25 | 組合費を利用していると思えるような不透明な選挙活動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 26 | 管理運営事項といえば、なんでも出来ると思っている管理職がいるかぎ適正な労使関係には、ほどとおい                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 27 | 非組合員が人事で非遇されている実態がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 28 | <p>本来、労使交渉となるべき事項について職制側の勘違いまたは都合のよいように解釈され交渉がされていないと思う。労使関係に問題があるわけではないが、対等・健全な関係とは言えない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 29 | 「適正かつ健全な労使関係」の定義を使用者側からの視点のみにより決めていることそのものが適正かつ健全な労使関係とは言えないと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 30 | 現在の人員配置等の状況は適正でも健全でもなく、意見を言う職員の権利もその安全性も担保されていない。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 31 | 現存する労働組合から、正当な理由なく組合事務所を取り上げるにより適正な労使関係を築くことなく一方的に職制側の姿勢を押し付けた。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 32 | 会議室の使用について許可を出すことがなく、使用者の一方的な理由で組合活動を阻害している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 33 | あくまでも私見ですが、「労使協調」の良き風潮が霧散してしまった。セカンドオピニオンを得るためにも、労使協議が日常的にできる状態が健全だと考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 34 | 庁舎内の組合事務所退去について不当認定されたにもかかわらず、その後の対応がなされていない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 35 | <p>地方公務員法55第8項に「・・・適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができる。」と規定されており、また、同法同条第1項では「・・・社交的又は厚生の活動を含む適法な活動・・・」について、職員団体は、職員団体を構成する団体員からの要望などを聴取・集約して交渉に臨むべきであり、聴取・集約に要する準備行為についても交渉の一環である。そうすると、上記条例は法を逸脱したものであり、法違反の疑いを払拭できていないと考えられる。かつて、野村修也弁護士が委託されて実施された思想調査についても法違反の確定が出たと聞いているが、なんら地方公共団体の当局は反省していない。活動を制限するのではなく、制限されない活動について、条例ではなく法律から説明すべきである。</p> |
| 36 | <p>新規採用をはじめ加入者が激減しており、組合としての体をなしていないため。</p> <p>その要因には組合活動に対するネガティブなニュースが影響しているのかもしれない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 37 | 個人の持ち物（携帯電話等）を使用させて仕事をさせられている。工作上必要備品、健康管理備品の購入もしてくれない。労働者を、全然大切にしてくれていない。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 38 | 裁判の結果が条例にどのように反映されているのかわからず、市側の不適正な事案が解消しているか不明なため                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

「適正かつ健全な関係が構築されていない。」を選択した職員の自由意見

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 39 | 組合に様々な情報を提供しよう職制側に勤務時間中連絡等をしてくるが、その行動自体が妥当であるのか疑問である。また、組合の立場として組合員を守っているのかもしれないが、代議員会等において、職制側への意見ではあるが組合員である職員もいるのに、総務課の業務（人事給与制度や庁舎管理など）に対して発言内容が不快に感じることもある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 40 | 組織に柔軟性がなく、病気などで一時的な欠員がでると、すべての負担が回ってくる体制であること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 41 | 勤務時間中の不適正な組合活動など組合側にも問題はあったが、労働者（この言葉は嫌いです）たる職員の基本的権利を守る力がこの10年ほどの間に脆弱化され影が薄くなってきたように思います。職制側の権限の行使におけるある種の寛容さと組合側の権利の主張における節度（自制）の均衡点はもう少し別のところにある気がしています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 42 | 組合貢献度・役員にならなければ出世しない、異動の対象になる。人事考課の成績が上がらない。これが労使の間で認められている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 43 | 給与や待遇が不遇の扱いされている<br>適切でない減点法な人事評価はやめるべき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 44 | 職場内に勤務時間中に組合関係の連絡調整を堂々としている職員がいる。組合員と非組合員の処遇の違いを明らかにしている組合執行員がいる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 45 | 職場の休憩室やロッカー室に機関誌などが放置されており組合役員の勝手な振る舞いが目立つ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 46 | 組合員ではないので詳細はわかりませんが、社労士として思うところを申し上げます。<br>組合活動の不適正事案を解消するとは素晴らしく、今後も根絶を願いますが、<br>一方で組織側の不当労働行為の是正について、上記定義に挙げられていないことは、<br>労使関係を双方向的なものと捉えていないと断じることができるとともに、<br>未来永劫、労使関係が適正で健全になることはありません。<br>一方的な情報の記載について修正されることを大いに望みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 47 | 一方的に、組合＝悪としてマスコミを使って弾圧していた側が適正かつ健全な関係って、なんかのギャグですか？本来、しっかりと協議すべきことでさえ、そのテーブルにつかなかった大阪市側が適正かつ健全な関係を作ろうという意思があるのなら、まずは各支部の組合事務所を所属内にもどせ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 48 | 大阪市は闇専従をしていた職員を擁護している！自分の職場（3文字削除）区役所市民協働課にきている環境局から再任用で来ている（2文字削除）も環境局で組合活動（2文字削除）環境事業センターで（12文字削除））して（35文字削除）で区役所に何の経験もない現役時代の経験を活かす事も出来ない区役所に来させている！労働組合の役員（闇専従）をしている人間をいまだに特別扱いしている。また、（2文字削除）環境事業センターで（2文字削除）主任していた（2文字削除）も何の経験もないのに（3文字削除）区役所市民協働課に（7文字削除）再任用として勤務させている。一切区役所業務など出来ないのに。経験ないのに（闇専従をしていた人間を（1文字削除）環境事業センターで擁護していた。）しかもゴミ収集業務以外経験一切ないのに区役所に再任用で来させている！だから、闇専従を擁護している状況は酷い！闇専従していた人間は職場に30年以上いてなくても退職金を3000万以上もらい、年金もたくさんもらっている！健全な関係なんかいまだにない！組合役員をしている人間を主任にして転勤させないで25年、30年と転勤一度もさせていない実態もある！事実関係はあるからいつでも実態調査に協力します。 |
| 49 | 労使関係の適正化はされるべきだったし、ルールの内容も悪いものだとは思わないが、当時の市長の圧倒的なプレッシャーも加味されてか組合の弱体化が進み過ぎ、逆に労使のバランスが崩れている状態ではないかと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

「適正かつ健全な関係が構築されていない。」を選択した職員の自由意見

|    |                                                                                                                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 50 | 労働組合運動は、法律で守られているものではないのかな、と思うので、今の状況は労働運動が守られていないと思う。                                                                                                                                 |
| 51 | 特定一定数の職員だけを常に人事異動の対象とせず同じ職場・職種に留まり続けさせる傾向があるため職場内では殆どその者達の意見・都合・我儘しか通らない。                                                                                                              |
| 52 | 勤務時間内に団体生命保険の申請書類の作成をしている。                                                                                                                                                             |
| 53 | さまざま、労働環境等悪くても、改善が見られない。                                                                                                                                                               |
| 54 | 労使間の不適正な事案を解消するための取組が全市的に行われている印象がない。                                                                                                                                                  |
| 55 | 新人への組合加入の勧誘が庁舎内(一応時間外)で行われているのを確認しています。勧誘は庁舎外の別室において、任意であることを伝えた上で、行われるべきものと考えます。組合役員が時間外とはいえ、庁舎内に入ってきて勧誘活動をするのは上記記載に違反していないとしても非常に問題があると思います。(個人としては不快です)                             |
| 56 | 庁内PCで組合の作業やメールをしているように見受けられる。また、時間休を取らずに役員が集まったりしているように見受けられる。                                                                                                                         |
| 57 | 大正区役所で組合費を払っているが、会計報告が無く組合費が何に使われているかが不透明である。                                                                                                                                          |
| 58 | 市側が組合側がどっちがということではなく、本市における労使関係はすでに破綻していると思う。                                                                                                                                          |
| 59 | 労使関係もくそも、労働組合が機能していない。                                                                                                                                                                 |
| 60 | 過去に分限免職を前面に出しながら法人への転籍を勧められた経緯がある。                                                                                                                                                     |
| 61 | 区連の支部長等幹部が、区役所の人事異動を好き勝手している。組合員の家庭事情や体調等を全く考慮せず、個人的な好き嫌いで、異動を差配している。当局の許可を得てるとはいえ、団交だ、人事交渉だと就業時間中にしばしば外出して、あちこちの区役所をうろついていたが、無理に組合員を異動させた所属先で、トラブルが発生すると、他の役員に丸投げして逃亡したのか、全く姿を見なくなった。 |
| 62 | 勤務時間中にも関わらず、私用の携帯電話で組合に関する話をしている。回数は少ないかもしれないが、いまだにルールを守らない人がいる限り、適正かつ健全な労使関係とは言えないと思います。                                                                                              |
| 63 | 組合活動が問題となる前と比べて、露骨でなくなったというだけで、「バレなければいい」というレベルの規範意識(万能な存在としての組合が常に最上位にある)が、組合を(熱烈に)信奉している職員の間では依然として一般的。                                                                              |
| 64 | 使用者側が労働組合を不当に弾圧している                                                                                                                                                                    |
| 65 | 業務内容が過酷である。                                                                                                                                                                            |
| 66 | パワーバランスが橋下市長以降崩れている                                                                                                                                                                    |
| 67 | 「労」は「使」に隷属するのが当然といった職場環境がより一層強まっていると感じるため。                                                                                                                                             |
| 68 | 勤務時間中に組合資料などの配布を行っている者がいる。                                                                                                                                                             |
| 69 | 市側は組合交渉に対して、一方的で殆どが管理運営事項で片付けられている。もっと組合の提案に対して真摯に対応すべきだと感じる。                                                                                                                          |
| 70 | 時間内に組合活動を行っている、現業職員が見受けられる                                                                                                                                                             |
| 71 | 不適正な事案は、まだ完全にはなくなっていないと思うから。                                                                                                                                                           |

「適正かつ健全な関係が構築されていない。」を選択した職員の自由意見

|    |                                                                                                                                                      |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 72 | 組合の自覚もあって「適正」は構築されていると思いますが、「健全」は損なわれていると思います。<br>市民のために働く従業員を大切にしないので「健全」さは喪失しつつあり、優秀な人材の確保がしにくくなっているのもその一端でしょう。                                    |
| 73 | 支部役員経験者の技能統括主任が退職する際に、再任用後の処遇について他の職員より優遇しようとしていた。結果的にそうはならなかったが、見た目上適正になっているだけで、すぐに元通りになる土壌があるのではないかと思う。                                            |
| 74 | 勤務時間内に配付物を配付している                                                                                                                                     |
| 75 | 逆に組合活動ができない状況となっている。                                                                                                                                 |
| 76 | 労働者として必用な組合活動を行うのに、許可はいらないと思います。                                                                                                                     |
| 77 | 時間中に組合資料を作成している                                                                                                                                      |
| 78 | 勤務時間中の認められない組合活動は当然に是正すべきだが、労使に関することの活動も行えない、行うべきではないとの関係が構築されていると感じる。                                                                               |
| 79 | 本年執行の参議院議員選挙で自治労組織内候補の支援を明らかに求める職員がいた。                                                                                                               |
| 80 | 労使の「使」ばかりが守られているように感じる為。労働者および職員団体に対して風当たりが強すぎるように感じる。                                                                                               |
| 81 | 市の取り組みにより法令内での健全化がされたと感じるが、必要以上の制限による、職員の労働組合に対する期待感などが削がれ、労働組合が機能不全に陥ったと思われ、現在は健全な労使関係にあると感じない                                                      |
| 82 | 勤務時間中の認められない組合活動や、許可を得ることなく庁舎内の会議室においての組合活動等は全く無くなっているにも関わらず、各職場の管理職が誤った認識で組合を過度に意識している状態が生まれている。<br>このような状態は適正かつ健全な関係とは考えられない。                      |
| 83 | 任命権者が適正かつ健全な労使関係の確保行っていない。                                                                                                                           |
| 84 | 庁舎内スペースの活用等が大幅に制限されている等、職員団体が不当な扱いを受けていると感じる。結果として現場職員の意見を無視した度重なる人員削減等により、職員の労働環境は劣悪なものとなっている。これが「適正かつ健全な関係」であるとは考えられない。                            |
| 85 | 当局の対応が、労働基準法に基づく労働組合の存在を尊重しているとは思えない                                                                                                                 |
| 86 | 市役所の労働組合が、市政のあり方について交渉できない状態は健全な労使関係ではない。大阪市労使関係条例は憲法94条に反する。憲法違反である。廃止すべきである。                                                                       |
| 87 | これまで行われてきたチェックオフ制度が、いまだに行われていない等、健全な関係が構築されているとはいいいがたい                                                                                               |
| 88 | 過度に労働組合の行動を制限していると感じる。人員配置の数も適正とは言えず、労働条件からも大阪市は新たに優秀な人材を確保できているとは思えず、職員は疲弊している。労働組合の活動を通じ、使用者は労働者の状況を把握することができ、労働環境の把握や改善があつてこそ充実した市政業務が期待できると思われる。 |
| 89 | 時間内の組合活動が何故、不適正なのか納得がいかない。                                                                                                                           |

「適正かつ健全な関係が構築されていない。」を選択した職員の自由意見

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 90 | チェックオフ廃止したときに、多大な損害を組合に与えたが、それは解消されていないと思う。その当時、組合に関わるすべてを悪として、すべてを一斉に廃止した経過があったと思うが、現在と当時でどこまで互いの関係性が「適正かつ健全な関係」になったのか、私自身、よくわかっていない。また「勤務時間中の認められない組合活動や、許可を得ることなく庁舎内の会議室において組合活動を行う『など』」の「など」とは、どこまでを示すのか、当時、労使間の不適正な事案として、解消に踏み切ったものが違法であったと裁判でいわれてるなか、「適正かつ健全な関係」を構築していくのは、難しいのではないかな。適正かつ健全な事案までも解消してきた経過があるのだから…。 |
| 91 | 現状は、労使の対等な協議ではなく、職制側の一方的な言分で決まることが多いと感じる。                                                                                                                                                                                                                                                                                |